



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年4月30日金曜日 第2162号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	340
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	340
基本測量の実施の通知.....	340
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	341
土地改良区の定款変更の認可（3件）.....	341
土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....	341
道路の区域変更（県道壬生川丹原線）.....	341
道路の供用開始（ " ）.....	342
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可 申請の概要.....	342
道路の供用開始（県道後柿之浦線）.....	343

道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....	344
-------------------------	-----

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則...	344
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	344
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	345

人事委員会告示

平成22年職種別民間給与実態調査の実施.....	346
--------------------------	-----

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理 委員会が指定した施設の一部改正.....	346
---	-----

告 示

○愛媛県告示第537号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
メディコ21今治中央店・ブックマーケット今治中央店	今治市馬越町四丁目甲38番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 越智 壯	ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健	平成22年 4月1日	平成22年 4月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第538号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年4月30日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年4月30日から5月13日まで

○愛媛県告示第539号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業期間 平成22年 5月28日から
平成23年 3月25日まで
- 3 作業地域 新居浜市

○愛媛県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 4月30日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 木 誠 三	今治市高橋甲748 - 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	正 岡 敏 朗	今治市高橋甲682番地 1

○愛媛県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成22年 4月30日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	黒 河 稔 夫	西条市北条1332番地 1

○愛媛県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 4月30日

○愛媛県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 4月30日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、丹原町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 4月30日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、今治市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 4月30日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 4月30日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	上五良野地区	平成21年12月14日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	東谷ポンプ地区	平成22年 3月12日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	五良野ポンプ地区	平成22年 3月25日

○愛媛県告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 4月30日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	大地地区	平成22年 3月19日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	大地地区	平成22年 3月19日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	中井手地区	平成22年 2月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川丹原線	西条市丹原町北田野934番1から 同市丹原町北田野1152番2まで	旧	メートル 10.5~20.0	キロメートル 0.423	
			新	13.0~22.0	0.423	

○愛媛県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	西条市丹原町北田野934番1から 同市丹原町北田野1152番2まで	平成22年4月30日

○愛媛県告示第549号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年4月30日

愛媛県宇和島保健所長 富 田 直 明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社 間組
東京都港区虎ノ門2丁目2番5号
代表取締役社長 小野 俊雄

2 事業場の名称及び所在地

平成21 - 22年度 高光トンネル工事
愛媛県宇和島市高串地先

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント		
特定施設の能力	1時間当たり25立方メートル処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
特定施設の使用時間間隔	断続使用		
特定施設の1日当たりの使用時間	4時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される水素イオン濃度（水素指数）	通常	10.0~12.0	
	最大	10.0~12.0	

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	5.0
		最大	10.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	2,500
		最大	3,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	5.0
		最大	7.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.075
		最大	1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常	18
		最大	24

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	物理処理
処理施設の型式	沈殿槽
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦 3.6メートル 横 1.8メートル 高さ 1.8メートル
処理施設の能力	1時間当たり5立方メートル処理
汚水等の処理の方式	自然沈降
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 250 最大 300
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 18 最大 24	通常 18 最大 24

備考 処理後の汚水等は、特定施設の用水として再利用する。

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	物理処理+化学処理
処理施設の型式	スギジェット式シックナー
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦 15メートル 横 6.5メートル 高さ 5.4メートル
処理施設の能力	1時間当たり30立方メートル処理
汚水等の処理の方式	凝集沈殿+pH調整
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間

処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 38.4 最大 72.4	通常 38.4 最大 72.4

備考 処理後の汚水等は、用水として一部再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 38.4 最大 72.4

○愛媛県告示第550号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町成474番4から 同町成479番4まで	平成22年 4月30日

○愛媛県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山231番3から 同市河辺町横山229番4まで	平成22年 4月30日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1089

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 4月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第28（第10条関係）</p> <p>医療職給料表(三)初任給基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>備考 1・2 省略</p> <p>3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。</p>	<p>別表第28（第10条関係）</p> <p>医療職給料表(三)初任給基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>備考 1・2 省略</p> <p>3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1090

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 4月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間（以下「休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>職員休暇条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日</u></p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>(9)～(11) 省略</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間（以下「休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>(9)～(11) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則13 - 162

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 4月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
機 関	職	機 関	職
議会事務局	局長 次長 課長 室長 課長補佐 <u>主幹 専門員</u> （秘書事務を専門事項とするものに限る。） 庶務係長 秘書係長 主任（秘書係に属するものに限る。） 主事（秘書係に属する <u>もの</u> に限る。）	議会事務局	局長 次長 課長 室長 課長補佐 <u>専門員</u> （秘書事務を専門事項とするものに限る。） 庶務係長 秘書係長 主任（秘書係に属するものに限る。） 主事（秘書係に属する <u>者</u> に限る。）

知事 部局	省略			
	出先 機関	地方 局	省略	
			支局	支局長 保健統括監 技幹 課長 室長 課長補佐 室長補佐 地域 政策班長 技術課長補佐 技術室 長補佐 医監
		省略		
		保健 所	所長 技幹 課長 室長 課長補 佐 技術課長補佐 医監	
		省略		
	省略			
	省略			
省略				
監査事務局		局長 次長 主幹		
省略				

備考 省略

知事 部局	省略			
	出先 機関	地方 局	省略	
			支局	支局長 保健統括監 技幹 課長 室長 課長補佐 室長補佐 地域 政策班長 技術課長補佐 技術室 長補佐
		省略		
		保健 所	所長 技幹 課長 室長 課長補 佐 技術課長補佐	
		省略		
	省略			
	省略			
省略				
監査事務局		局長 次長 監査主幹		
省略				

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第3号

平成22年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成22年 4月30日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所に関すること。
- (2) 給与制度に関すること。
- (3) 従業員の給与に関すること。
- (4) 採用に関すること。
- (5) その他勤務条件に関すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

平成22年 4月分の最終給与締切日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

6 報告を求めるために用いる方法

実地調査

7 報告を求める期間

平成22年 5月1日（土）から同年 6月18日（金）まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年 4月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員(人)	施設の名称	施設の所在地	定員(人)
省略			省略		

新居浜市商業振興センター	新居浜市泉池町10番1号	300
新居浜市立別子銅山記念図書館	新居浜市北新町10番1号	300
新居浜市地域交流センター	新居浜市庄内町一丁目14番7号	100
新居浜市立女性総合センター	新居浜市庄内町四丁目4番19号	300
新居浜市瀬戸会館	新居浜市瀬戸町7番30号	60
新居浜市総合福祉センター	新居浜市高木町2番60号	300
新居浜マリーナ	新居浜市垣生三丁目乙324番地	140
省略		

新居浜市瀬戸会館	新居浜市瀬戸町7番30号	60
省略		